

令和6年度大村市ホームページ広告掲載募集要項

1 趣旨

この要項は、大村市広告掲載等実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、大村市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載するバナー広告の募集に関し、必要な事項を定めるものである。

2 定義

バナー広告とは、市ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載希望者の指定するホームページにリンクするものをいう。

3 募集期間

- (1) 一斉募集 令和6年2月1日（木）～29日（木）
- (2) 随時募集 一斉募集後に枠数に残りがある場合は随時受けを行う

4 掲載期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間で1か月を単位（月の初日から月の末日まで。）として掲載。なお、複数単位の掲載申込みも可能。

5 掲載料

1枠当たり月額11,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 募集する広告の規格等

(1) 広告の規格

大きさ 縦45ピクセル、横180ピクセル

形式 GIF（アニメーション不可）、JPG

容量 10キロバイト以下

(2) 広告の位置 市ホームページのトップページ下側

(3) 広告の枠数 15枠

(4) 広告の表現

- ア 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくするよう配慮したもの
- イ 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたもの

7 広告の禁止表現

次に掲げる表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解

を与えたりするおそれがあるため掲載しない。

- (1) ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるもの
 - ア 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「×」「キャンセル」などのボタン
 - イ アラートマーク（警告、注意などあたかも警告を発しているような誤解を与えるもの）
 - ウ ラジオボタン（選択できるような誤解を与えるもの）
 - エ テキストボックス（入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）
- (2) 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるもの
 - ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
 - イ 市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが大村市の事業であると錯覚しやすいもの
- (3) アニメーションG I F及びF L A S Hを用いた表現を使用したもの

8 応募方法

市ホームページへの広告を希望する者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し必要書類を添えて提出すること。

9 広告掲載の決定

- (1) 応募された広告は、要綱に規定する広告掲載等審査会の審査を経て広告掲載の可否を決定する。
- (2) 広告掲載希望者が規定する枠数を超える場合は、次の各号の順位で掲載する広告を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。
 - ア 国、他の地方公共団体及びこれらに類するもの
 - イ 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
 - ウ 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - エ 前号に掲げるもの以外の私企業で、市内に事業所を有するもの
 - オ 前号に掲げるもの以外の私企業、自営業者等
- (3) 前項の規定によっても掲載する広告を決定できないときは、申し込み順とする。
- (4) 枠に空きが出た場合は、随時次点を掲載するものとする。

10 注意事項

- (1) リンク先のホームページの管理
広告掲載者は、バナー広告はもちろん、リンク先のホームページについても、内容その

他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。また、リンク先の内容に関しても、要綱第3条第1項及び第2項の規定に準じること。なお、広告掲載期間中にリンク先の変更を行う場合は、事前に市の承認を得ること。

(2) 広告掲載料の返還

広告掲載料の返還については、要綱第16条の規定による。ただし、同条第2項の「広告掲載等を実施できなかった場合は」を「連続して24時間を超えて広告を掲載することができなかった場合は」に読み替えるものとする。

【応募先・問い合わせ先】

長崎県大村市玖島1丁目25番地 大村市広報戦略課広報推進グループ

電話：0957（53）4111（内線209）

ファクス：0957（54）0300